

## 余裕期間制度活用工事に関する特約条項

本工事は、施工時期の平準化及び受注者の円滑な工事施工体制の整備につなげるため、工事着手前に労働者の確保や建設資機材の調達を行うことができる期間（以下、「余裕期間」という。）を設定する工事（余裕期間制度活用工事）である。

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（定義）

第2条 定義については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 余裕期間 受注者が労働者及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事着手日（以下、「着手日」という。）の前日までをいう。
- (2) 実工期 着手日から工期の末日まで（実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工事と後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（適用する方式）

第3条 甲が着手日をあらかじめ指定する発注者指定方式とする。

（契約保証）

第4条 契約保証の期間は、契約締結日から工期の末日までとする。

（技術者等の専任期間）

第5条 余裕期間においては、工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人及び主任技術者等（以下、「技術者等」という。）の配置を要しない。

2 余裕期間内の技術者等について、特段の事情（病休、死亡及び退職等）によって変更する必要が生じた場合は、当該工事の監督員と協議のうえ、配置予定技術者等と同等以上の資格を有する者を確保することとし、改めて技術者等の資格を証明する書類を契約課に提出すること。

3 前項の規定のほか、着手日までに適切な技術者等が確認できない場合は、契約を解除する。

（工事現場の管理等）

第6条 余裕期間内の現場管理は、甲の責任において行うこととし、乙は資機材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。ただし、工事に必要な資機材等の事前準備及び労働者の手配（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 余裕期間内に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うこととする。

3 工事の主たる内容が工場製作の場合は、工場制作等を工事の着手日までにすることはできない。ただし、設計図書等の書面による別段の定めがある場合は、その内容を優先する。

(工程表等)

第7条 約款第3条第1項に定める工程表については、着手日までに工事主管課に提出するものとする。その他、工事に関する書類等については、監督員と協議のうえ、適切に対応すること。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定することにより追加経費が生じる場合においては、受注者が負担するものとする。

(前払金の請求)

第9条 余裕期間制度活用工事に係る前払金は、あらかじめ指定のない限り契約締結日以降に請求できるものとする。

(コリンズへの登録)

第10条 コリンズの登録については、技術者等の従事期間を実工期とする。